

■説明会における主なご意見

Q. 東海道沿いの町並み保存(伝建地区)と、周辺地域の高さ制限等の見直し(地区計画)は同時に進めるのか？

伝建地区と地区計画は異なる制度ですが、ともに建物の外観に関する基準を定めるなど、相互に関連するため、町並み保存地区全体の見直しとして捉え、あわせて区域や基準の検討を進めていきたいと考えています。

Q. 町並み保存地区全体の景観を守るために、東海道沿いだけでなく国道1号沿いも含めて、屋外広告物の規制が必要ではないか？

現在の有松駅南地区計画では屋外広告物に関する規制を定めていませんが、地区計画の区域の見直し(区域の拡大)にあわせて、屋外広告物に関する規制を新たに定めることも考えられます。ただし、国道1号の南側については、町並み保存地区の区域外であり、屋外広告物の規制を行うことは困難であると考えられます。

Q. 伝建地区や地区計画の合意形成を図っていくために、具体的な基準やスケジュールを示してほしい。

今回の説明会では、伝建地区及び地区計画の具体的な基準案や、地元の合意形成に向けたおおまかなスケジュール案についてもご説明したいと考えています。

～伝建地区制度を活用したまちづくりの事例～

現在、全国には108の伝建地区があります。伝建地区制度を活用したまちづくりに取り組む他都市の事例をご紹介します。



川越地区(埼玉県川越市)

- ・明治期の蔵造りの町家が建ち並ぶ商家町。伝建地区を核として、旧城下町一帯で歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいます。
- ・首都圏から日帰り可能な立地にあり、平成21年のテレビドラマ放映などをきっかけに、町並みを訪れる人が飛躍的に増えています。
- ・360年以上続く秋祭の「川越まつり」では約30輦の山車が曳かれ、2日間で毎年80万人以上の人出があります。



足助地区(愛知県豊田市)

- ・江戸期の町家が残る伊那街道(中馬街道)沿いの集落。集落の過疎化が進むなか、町並み保存を通じた地域の活性化を目指しています。
- ・平成11年より毎年2～3月に実施している、「中馬のおひなさん」(街道沿いの町家にお雛様を飾る地域主体のイベント)は約7万人が来訪するイベントに成長しています。



美濃町地区(岐阜県美濃市)

- ・伝統産業(美濃和紙)とともに発展した、江戸期の「うだつ」の上がる町並みが残る商家町。
- ・平成6年より、美濃和紙を使用した照明オブジェのコンテストとして「あかりアート展」を官民協働で継続開催し、現在では約11万人が来訪するイベントに成長しています。

有松の歴史をいかしたまちづくりへのご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 住宅都市局 歴史まちづくり推進室 担当：坂崎、栗並

TEL:052-972-2782 FAX:052-972-4485 E-mail:a2782@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



有松町並み保存地区のあり方に関する説明会を開催しました

昨年12月に「有松町並み保存地区のあり方に関する説明会」を計3回開催し、町並み保存地区の今後のあり方と、関連する制度(伝統的建造物群保存地区制度・地区計画制度)の概要について説明し、意見交換を行いました。

意見交換では「東海道沿いの町並み保存と周辺地域の高さ制限等の見直しは同時に進めるのか」「国道1号沿いも含めて屋外広告物の規制が必要ではないか」などのご意見が出ました。

⇒概要は中面をご覧ください。



説明会の様子(有松・鳴海絞会館)

有松町並み保存地区の見直しに関する説明会を開催します

皆様からいただいたご意見もふまえ、名古屋市では、町並み保存地区の歴史まちづくりをいっそう進めていくため、具体的な見直しの検討を進めています。

つきましては、見直しの内容に関する説明会を、下記の日程で開催いたします。皆さん、ご参加ください。

★説明会の日時と場所

対象町内	日時	場所
有松 西町 有松 中町 有松 東町第一	3月26日(水) 19:00～ 3月30日(日) 14:00～	有松・鳴海絞会館 有松コミセン
東丘 第二 東丘 第三 太子 第一	3月27日(木) 19:00～	東丘コミセン

※各日の説明内容は同じです。対象町内以外の方もご参加いただけます。

今回の説明会では、「伝統的建造物群保存地区」及び「地区計画」の具体的な基準などについて、ご説明します。



「まちづくり意見交換会」を開催します

有松のまちづくり活動をより活発に進めていくため、地域の団体等で活動している方にお集まりいただき、意見交換会を開催いたします。傍聴も可能ですが、席数に限りがありますので、ご興味のある方は事前に歴史まちづくり推進室までお問い合わせください。

日時：3月22日(土) 14:00～16:00 場所：有松コミセン

「有松町並み保存地区のあり方に関する説明会」のあらまし

昨年の12月の説明会では、町並み保存地区のあり方と関連する制度（伝建地区・地区計画）の概要について説明し、意見交換を行いました。今回は、その概要をご報告します。

■東海道沿いの地域のあり方



東海道沿いには、江戸時代から続く歴史的な町並みが連続して残っており、歴史ある町並みや建物をまちの資源として、重点的に保存・活用を図ることが考えられます。

伝統的建造物群保存地区制度の導入を検討します。

《伝建地区のイメージ》

伝統的建造物 ⇒ 歴史ある建物の構造・外観を活かして使い続けます（概ね昭和初期までの建物で、所有者の同意を得て指定）

全ての建物が守るべき基準（許可基準）



伝統的建造物以外の建造物 ⇒ 今後、町並みとの調和を図ります

伝統的建造物群保存地区（伝建地区）とは？

- ・歴史的な町並みを住民と行政が協力しながら守ってゆく制度で、古い建物（伝統的建造物）を修理する場合の基準や、新しく建物をつくる場合に外観を町並みに調和させる基準などを定めます。
- ・建物の内部については、生活や商売がしやすいように自由に改変できます。

Q. 町並み保存地区とは何が違うのですか？

- ・建物の外観に関して、全ての建物等が最低限守るべき基準（許可基準）を定めます。
- ・建築行為等を行う場合には許可手続が必要になります。
- ・あわせて、補助金の拡充や固定資産税の減免等の支援措置を講じます。



伝建地区では、以下の3種類の基準を定めます。

対象となる建物	伝統的建造物	伝統的建造物以外の建造物	
適用する基準	○修理基準 古い建物を修理する場合の基準を定めます	○修景基準 町並みと調和した外観とする場合の基準を定めます	○許可基準 最低限守るべき基準を定めます
補助金	あり	あり	なし

このほかに、有松の活性化、情報発信などのまちづくり活動を支援していきます。



■周辺地域のあり方



周辺地域は、東海道沿いの町並みと調和した落ち着いた住宅地が形成されており、良好な住環境・景観を将来にわたって継承していくことが考えられます。

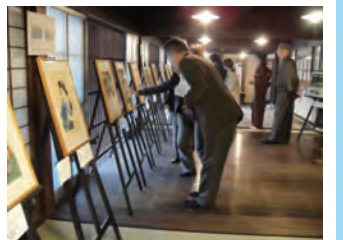
地区計画の見直し（区域の拡大等）を検討します。

地区計画とは？

- ・地区にふさわしい建物の高さや形状などの基準を定め、都市計画の制限として定めるものです。
- ・区画整理事業を行った区域には「有松駅南地区計画」が定められています。

有松駅南地区計画の基準の概要

高さの制限	12m（駅前20m） 高さは3階建程度まで
壁面後退	道路から30cm後退する（旧東海道は対象外）
屋根の形状	伝統的な形式に調和したものとする
色彩	落ち着いた色調とする



町家を活用したイベント等

○区域設定の考え方（イメージ）

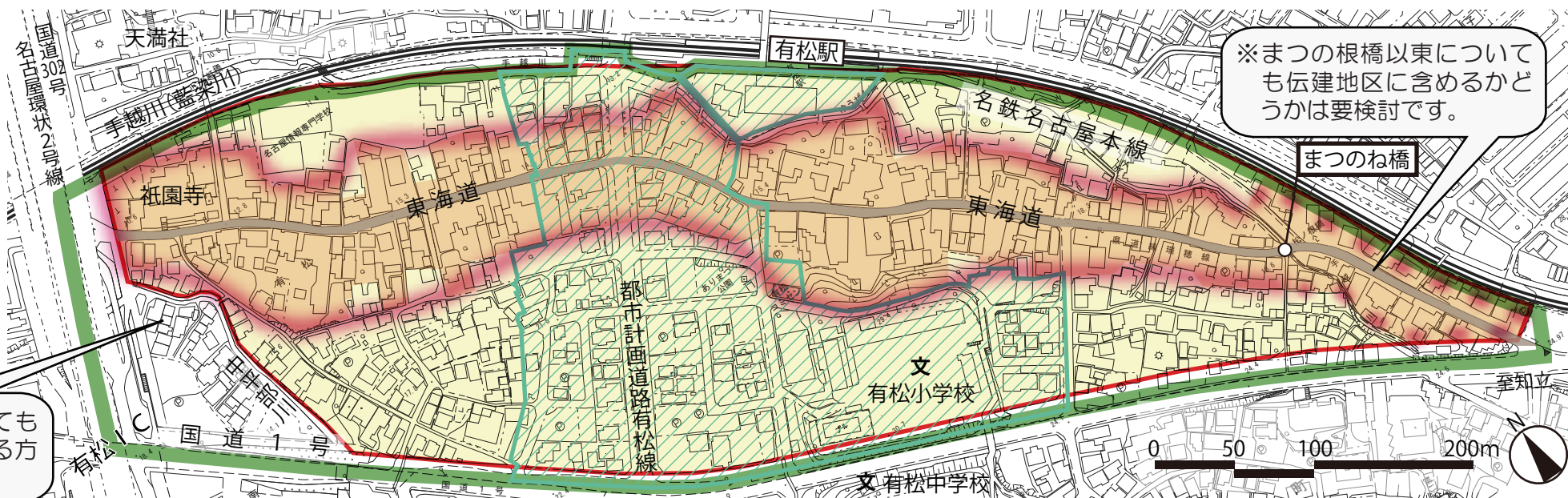
■伝統的建造物群保存地区（伝建地区）

⇒町並み保存地区の「東海道沿い」の区域に近い形で指定を想定しています。

■地区計画

⇒町並み保存地区全域に近い形で指定（区域の拡大）を想定しています。

※中平部川以西についても地区計画区域に含める方向で検討します。



※まつの根橋以东についても伝建地区に含めるかどうかは要検討です。

まつの根橋

現行の地区指定状況

- 町並み保存地区（東海道沿い）
- 町並み保存地区（周辺地域）

有松駅南地区計画

区域設定の考え方（イメージ）

- 伝建地区
- 地区計画区域